

## 凶事記

山本宗尚

## 解題

本史料は、賀茂別雷神社（上賀茂神社）社家から流出した文書と思われるものの一つで、筆者が東京神田神保町の古書店から入手したものである。江戸期における社家の葬祭に関する手続きや次第を集成したもので、準備物や祝詞、墓石の種類や大きさまで事細かく記されている。『おでーさん：岡本清川のこと』（竹森かつ著、竹森章編著、平成四年、非売品）には、社家の墓石の写真が多数掲載されており、これと比較すると一部異なる形式のものがみられるものの、本書の記載に沿ったものとなっている。古来、日本の葬儀は仏式が主流であって、特に一七世紀前期から江戸幕府は仏葬を強制している。これに対して、吉田神道系などの神職が神葬祭を請願したものの、幕府の許可は限定的で、一般国民にまで神葬祭が神道するのは明治以降であるとする（「国史大辞典」神祭の項）。

『洛北誌 旧京都府愛宕郡村志』（旧京都府愛宕郡役所編、明治四十四年、昭和四十五年大学堂書店より復刻出版）には、上賀茂社における葬儀の古式が次のように記されている。

葬儀は現時の神葬式なるものと大差なしと雖も、必ず日没

後に非らざれば行う能わず。埋棺了りて氏寺の僧侶墓前に焼香、念仏を為し、日時また之を行う。諸家米幣を施与してその勞とすと雖も門内には入らしめざるなり。死者を寺門に托して後に喪を發す、是れ自家死穢を忌むの故なり。社司は除服墓參を禁ず。故に女人僧徒等之行う。其の土民も略同義と雖も各部に惣堂ありて住持の僧尼葬後に読經する社人と同じきも出入り混同す。社人の忌服者は脇門より出入りして其の所に清薦を垂れ、居室も服の輕重に依りて異にす。其の忌服中は一般編み笠を冠る。（藤木文雄氏により句読点を追加し、現代仮名遣いほか変更されたものを転載。原文は上記復刊書籍百九十二頁）

これによれば、明治時代当時の神葬祭と大差ないことを述べているが、どの時代にまで遡れるかは検討を要する。ただ、穢れを特に嫌う賀茂社家にあつて、葬祭に関する事項はほとんど知られていないため、当時のよすがを伺うことのできる好史料である。奥書によれば、最初の書写は天明五（一七八五）年七月で、文政三（一八二〇）年の書写を経て、賀茂頭隆が天保六（一八三五）年に書写したものが本史料となつ

ている。本文には、安永三（一七七四）年、延宝七（一七五三）年の記載があることから、あまり年数を経っていない段階で最初の書写が行われたと思われるので、一八世紀中頃の成立としておきたい。

本書の体裁と表題は次のとおりである。

〔体裁〕写本 一冊 袋綴 十六丁内墨付十五丁、

縦二十四・三纏、横十七・五纏

〔表題〕凶事記

本史料の翻刻にあたっては、京都府立総合資料館文献課土橋誠氏に数多くのご教示を得た。ここに記して御礼申し上げます。

凡例

- 一 文字の摩滅・虫損により判読できないものは、予測できる文字数を□で示した。
- 一 異体字、旧字等は、特別な場合を除き、本字体、新字体に改めた。
- 一 濁点は一部筆者により付されているものがあつたため、翻刻では一切手を加えていない。
- 一 句読点は、翻刻者が適宜追加した。
- 一 翻刻者の注記は、（ ）で示した。

本文

〔表紙〕  
凶事記

暇服届書様

従四位下

岡本下野守清足

右安永三年四月九日母死去仕候、依之暇五十日、服十三ヶ月着仕罷在候。

梅辻武若丸大夫報清

右安永三年四月九日祖母死去仕候、依之暇三十日、服百五十日着仕罷在候。

右之通御届申入候。以上。

午四月十五日

四月、十一月者祭月、故當日以前雖暇服有之、憚テ不届之。當月以後届之。予祖母死去之時、如此為覚悟記置者也。書様他皆倣之。

親族考

- 會祖父 ヒザイ
- 祖父 ヲ、ホハ
- 外祖父 ハ、カクノハハ 母方
- 父 チ 他家相統者実父死之時者  
実父死去仕候ト可替也
- 繼父 マ、チ
- 舅 シヨト 夫父曰舅
- 伯父 ヲ、チ 父之兄曰伯父
- 伯母 ヲ、ハ 父之姉曰伯母
- 舅 ハ、カクノヲチ 母之兄弟為舅
- 兄 ア、ニ
- 弟 ヲ、ト
- 會祖母 ヒバ
- 祖母 ヲ、ホハ
- 外祖母 ハ、カクノハハ 母方
- 母 ハ 同上
- 繼母 マ、ハ
- 姑 シヨトメ 夫母曰姑
- 叔父 ヲ、チ 父之弟曰叔父
- 叔母 ヲ、ハ 父之妹曰叔母
- 從母 ハ、カクノヲハ 母之姉妹曰從母

- 姉アネ ハハヒトツノアニニ 母姊
- 母兄ハハヒトツノアト 母姊
- 甥ニヤウ 兄弟之子為甥
- 從父兄イトコ 兄之子男
- 嫡子ウケヤウ
- 女子ムスメ 娘
- 孫マ
- 妻メ
- 妹イモウト
- 母弟ハハヒトツノアトウト 母妹
- 姪ヒメ 兄弟之女為姪
- 從父姊イトコ 兄之子女
- 子コ 倅
- 養子ヒマコ 猶子
- 曾孫ヒマコ

地祭之事

- 一 三寸 但箇二入出ス 二杯
- 一 洗米 少
- 一 肴 與斗飽二切斗
- 一 土器 四枚
- 一 片木 一枚
- 一 葉付之竹 四本
- 一 注連繩 一筋

右之品下部ニ為持遣ス。令着袴、清キ人一人頼遣也麻上。

祝詞

掛毛畏幾此処乃地主乃神仁恐美毛申佐久マ、思柳此処仁位姓名  
或姓之墓所乎定女志柩於申須因茲豆今月今日某於菴豆洗米  
何子三寸於奉備利此由平告申佐志奉仰願波此狀於平介久安介久聞

食豆某柩長世未天仁動無久某如家内安全子孫繁榮仁常盤固  
 磐尔夜乃守利日乃守利仁護幸賜倍止恐美恐美毛申齋

地祭次第

- 一 先葉付之竹四本立二于四隅一、張二注連繩四手神神如常。右下部申付令調之。
- 一 供物洗米少入于土器、御酒盛于土器、右載二片木一供之先墓地之中央供之。再拜祝詞、再拜了而、灌三寸於墓地一而、供物者片木共二埋二墓地之傍一。尤地祭子マコ後、可レ令レ堀マ、思其処マ、思。若又刻限甚急ク時ハ、堀マ、思了テ後為二地祭マ、思亦不若也。

△凶事之節用意之品

- 一 素服 烏帽子 無艶
  - 一 末廣 黒骨 一傘 鈍色
  - 一 素襖 烏帽子共 一白丁 烏帽子共
  - 一 棺 一名札
- 右之品、郷約会中ケ間ニ有。之以ニ語合之人ラ相二屈頭人ニ、鍵受取向ニ一擊斬一、右入用之品出之下部ニ為持返事。
- 一 白布 一端
- 但、棺ノカラミノ紐一中ニテ用時ハ一匹入也。略スル時ハ繩ヲシンニ用ヒ、布五尺ヲ八ツニ割卷レ之。子タル者ノ持綱ハ一方四尺ツ、尤一中也。右ハ元来カラミ紐ノアマリ也。昇綱ハ六尺二ツ割。五尺ニテモ宜キナリ。
- 右、棺ヘナカスチャンノ用也。但一斤程ニテハ、漸ク四角及底等

- へ掛ル程有之。惣躰エ掛ル時ハ、右積リニテ用意アルヘシ。
- 一 薄鍋 松脂ヲ煮ノ料ナリ
  - 一 香炉 一ツ
  - 一 片木台 香炉ノ台并供物ノ台等ナリ 二ツ
  - 一 酒
  - 一 香物 右ハ、出立ノ時、供之衆へ飲ス酒ナリ。香物ハ其肴ナリ。飲器ハカサ。
  - 一 蠟燭 七挺
    - 右之内、六丁ハ三軒屋へ遣ス。一丁ハ死者ノ前ニトモシ置ナリ。
    - 右六丁ハ、葬送ノ時墓所ノ入口ニ、両側ニツラネトモシ置ナリ。
  - 一 銭六文ツ、 六結
    - 右之斬屋へ遣ス。或ハ、八結六結ハ与丁、六人一結ハ三軒屋、一結ハ死者ノ柩へ入ル、ナリ。
  - 一 菓子 何ニテモ六ツ(餅)、六品
    - 右菓子品、モチ、マンシウ、センヘイ、ラクカン。外ニナニ(餅)、テモ二品。右ハ葬送ノ日、死者ノ前ニ供置。葬送ノ時、直ニ轍へ入レ遣ス。又、翌日靈前へ供へ墓參ノ時備ル等ノ料ナリ。各二ツ、六品供之。
  - 一 糊 少々
  - 一 沈香 或焼香 一両
  - 一 線香(餅)
  - 一 あみ笠(餅)
  - 一 菅笠(菓無) 一足
  - 一 うらなし(菓無)
  - 一 右ハ死者之料。
- 
- 一 草履 右ハ見送之衆之用。
  - 一 草鞋 素服之時ハ、晴天ニテモ草鞋也。
  - 一 杖
    - 但、父之時ハ竹、母ノ時ハ桐。紙ニテ巻ハあら(マ)。何レモ生ナリ。二本ヲ土ニツクウヤウニツクヘシ。削繕(ケツリツクワ)ナシ。本末ヲ切タル儘ニテ用ユ。竹桐モヨウノタウリタルモノナリ。子細有ル由、尚可有吟味(マ)也。
  - 一 棺へ入ル杖 一本
    - 右、棺ノ長ニ合フ程ニ切。持処ヲ紙ニテ包ミ、紙捻ニテ括之ナリ。初摺糖(モネウリカ)
    - 或ハ、棺ノ底エシキ、又紙袋ニ入テ、イクツモコシラへ、入棺ノ時スキ間(マ)へツメル料也。
    - 一 煨炭(ケシ)
    - 是ハ、湿氣ヲ除クモノユへ、棺ノゲス板ノ下へ入ルナリ。
  - 一 名札挟之竹 一本
    - 丸サ二寸。五六分ハカリノ竹上ニ節ヲコメ、上下名札ノ長ニ合セ、文字ヲカクレサル様ニ切、クハシヲ拵へ、指挟ムヘシ。竹ノ長サ四尺五寸斗下、切ソキニシテヨクヘシ。
  - 一 幣串之竹 一木
    - 長間竹長サ三尺斗。常ノ細キ竹ニテモ不若(マ)。
  - 一 神 一本
    - 四尺斗ノ一本名札ニ括付置ク。外ニ小枝ハ路次神社御隠之料ナリ。
  - 一 半紙三枚墨ニ染ル事
  - 一 右、墨幣之料也。二枚四下リニ裁ナリ。残り一枚半分ニ切り、半枚

ハ立紙ニツカイ、半枚ハ紙捻ニテ、幣串ノカシラヲ括ルノ料ナリ。

一 松明 一對

右、行列ノ式ナリ。外ニ闇夜ノ時ハ、挑灯ノミニテハクラキユ、或ハ竹タイマツ、或ハ何ニテモ四五本用意可致事。

一 鳥目一貫二百文

右ハ、郷約会中ケ間ニ有之。故頭人ヨリ受取三斬屋ヘ穴堀。并与丁六人、外ニ二人来等之料ニ遣ス。

一 同二百文

右ハ、寺庵ノ僧并下僧ヘ百文ツ、包置遣ス。不レ用レ僧時ハ不及此義也。

△名札棺等之書様

一 名簿 札ノ真中一行ニ可書。上下モ切りハシヘ文字ノカ、ラサルヤツニ可書

一 右京權大夫從五位上賀茂縣主清茂之墓

但シ祠官ナラハ、此上前祠官ノ三字アルヘシ○或云、名札ハ石碑ヲ立ルマテノシルシナレハ、真ノ右ノ方ニ年月死日、年イタツト書付名札ノ通ヲ石碑ニ写スナリト。右名札板檢ノ二分板削立長サ二尺、中三寸此代七分五厘。

一 故何某妻 賀茂何子之墓

一 祝二位故某妻何子之墓ト如此一行ニ書モアリ。夫存生ナレハ故字ナキヲ勿論ナリ。姓各可レ書ニ其姓ヲ

一 葬送路次之間ハ、奉書杉原様之紙ニテ、名札之寸法合セ、書付モ名札ノ如ク書キ、墓ノ字ヲ柩ト書置モアリ。

一 棺 以故為上品見神代善家札云、沢木為棺。油為上柏次之土形為下云々

一 棺之書付ハ、棺之前ノ方真中ニ大字ニ前ト云字ヲ可書。蓋之表書付ハ、真中一行ニ官位姓名、右方一行ニ真中一行ヨリ一字アケテ、何年何月何日誕生ト書、左方ハ中行ト端トノ亦真中ニ一行ニ誕生

ノ年月ト同例ニ、何年何月何日卒ト可書。其左ノ方ニ右之行ノ中程ヨリ、其子ノ官位姓名書之委圖于左。

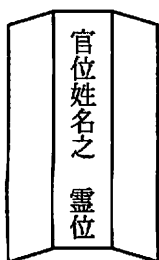
延享七乙未年十一月廿二日 誕生  
右京少權大夫從四位下賀茂縣主清茂  
寶曆三癸酉年十二月廿三日 卒  
從四位下賀茂縣主清茂

元禄元戊辰年三月朔日 誕生  
故清茂縣主妻  
源辨子  
安永三甲午年四月九日 死  
從四位下賀茂縣主清茂

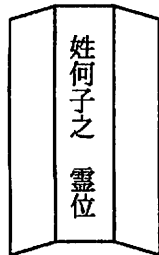
夫存生ナラハ故ノ字ヲ省キ、賀茂縣主某ノ妻ト書ベ可ナリ。本法ハ官位姓名氏ニ可レ書者也。今略ベ如此、或ハ某ノ柩ト書モアリ。子ノ位階ノ上ニ孝子、或嫡子ト書モアリ。但祖徠喪礼略ニ云、父存生ニハ、母死スル寸ハ孝子ト不書。哀子ト可書トアリ。或死日ノ下ニ卒年何ナト書モアリ。或ハ何某之嬪トモ書ク。嬪者婦ノ称号。曲礼云、婦ノ死ハ而夫稱レ之。謂嬪ト侍レハ夫存生ニハ、妻死スル寸ハ嬪ト書ベ可ナランカ。

一 神主書様

紙牌氏云、俗ニ云位牌也。奉書杉原様之紙堅ニ三ツ折ニハ、真中ニ一行ニ官位姓名之靈位ト書ク。女儀ハ姓何子之靈位ト可書。



或ハ父ニ者 顯考母ニハ 顯妣ト書モアリ。是 亡父母ノ 尊稱也



右ノ如クシタ、メ、送葬之節文匣ニ入、黒幣ト一所ニ下部ニ持シメ、或ハ亦損シサルヤウ自身懷中スルカド、墓ヘ処リ葬了而、供物ヲ備ヘ焼香シ、奉幣等了而後、右之紙牌ヲ出シ神靈ヲ奉レ移口伝。右了而清キ物ニ入自身懷中シ宿ヘ帰り、家内ノ靈壇ヘ奉ニ安置一。備ニ供物燈明等ヲ。帰宅以後何年何月何日ヲ可書。

一 弔家ニ所レ伝ハ如此ニ非ス。葬送之節、神之枝一本長八寸斗黒幣持ノ下部ニ持セ或自身懷中ス、又小キ四手ニ枚重ネニ下リニ裁キ、此ヲ懷中シ墓所ニ至リ、奉幣等了而後、先ニ持セクル神ヲ受取。墓前進ミニ拜口伝。懷中ノ神ニ付ケ神靈ヲ写移シ奉ル口伝。了而ニ拜退下也。

△棺へ入ル品之事

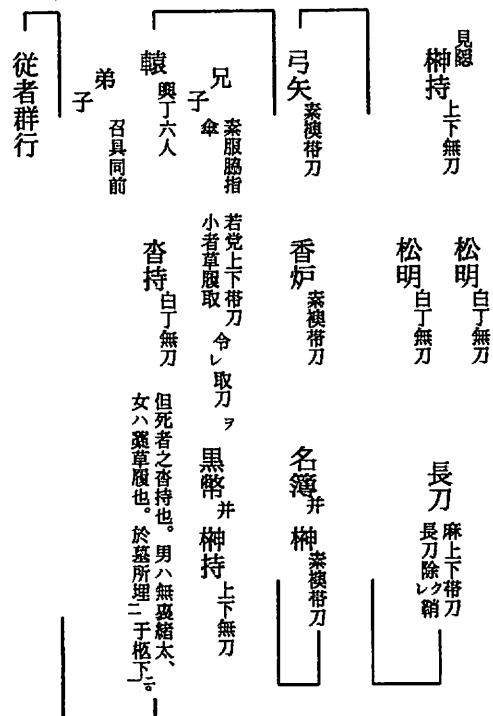
- 一 杖 調様前ニ見ユ 一本
- 一 枕 紙ニテ包ム 一ツ
- 一 臍緒カシノヲ 爪 髮 皆紙ニテ包ム
- 一 櫛 紙ニテ包ム
- 一 鼻紙 楊枝
- 一 手拭 白布二尺斗

此外時服、布団并平日自愛之器物等ハ、一切不レ可レ入之旨、文公家礼等之書ニ有之。尤無益之事ニ而且ツ有レハ害也。雖然親族之哀情是亦難ニ強テ可レ禁、使ノ其心尽一亦可也。但金銀者勿論、金氣之器物且ツ刃物等ハ堅ク可シムル寸ハ制事也。

一 入棺已後蓋ヲ釘ニナシメ、白布ニテ十文字搦ミ余リヲ三四尺轆ノ

窓ヨリ出シ、路次孝子持之可ニ從行但孝子可為一隨扈。若ニ嫡男一次男共持レ綱ハ兩端ヲ左右之窓ヨリ出シ、嫡男ハ左手、次男ハ右手ナリ。但此綱今多、カラミノ紐ハ略ベ、綱ハ別ニ白布、一方ニ巾長四尺ツ、付置ナリ。是ハ略ナリ。

△葬送之行列



- 一 行列ニ弓矢、長刀ヲ持テ先行スルヲ方相士ト云。先払之意ナリ。或ハ面ナトヲ着ルモアリト云。
- 一 死者出門ノ跡ヲハキ払、或石ナトヲ置口伝ハ、全ク忌意ニ非ス。本法ハ死者ノ居玉マツフ処ノ舍屋ハコホチ除キテ、又新ニ造作スル口伝也。然カシ小家ニテハ、左様ノ成カタキユヘ、或ハ板敷ヲ張替、或ハ板敷ヲシラゲナトスル口伝也。其ヲ又略メ石ヲ置口伝也。此ハ舍屋ヲコホチ除キテ、新ニ其跡ニ石スエヲスル意ナリ。或云敵ノ意ナラント。
- 一 葬送刻限ニ至リ、三斬屋并与丁六人轆持来ハ、鳥目一貫二百文并野布施文ツナキ六ツ七ツ渡之。且ツ酒等ヲ給ベシ。器物ハ彼方ヨ



行レ罰。不レ俊者絶之<sup>(後改也。絶之使)</sup>。不レ与約也。云々

頭人組

一番 清立 数頭 保邑 経資

安清 経堅 紀季 故息直跡

故父清跡勝清

二番 親頭 氏雄 季貫 保矢

保考 孝頭 氏歴 宗氏

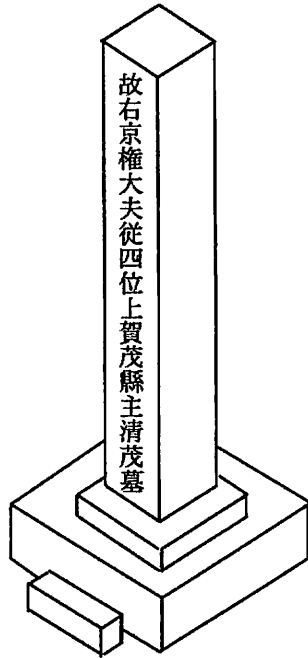
氏礼跡季収 賢清 故存直跡

三番 経為 清住 昌直跡季龍 五頭

芳季 直望 氏都 清匡

保芳 氏詞

一 石碑ハ上セマリ、下ノアキ多ク致ス。石碑書付習之由退翁嘗テ被レ仰シトナリ。



寸法委ク見ユ別記ニ

一 死者ヲ居直ラセ<sup>(但シ手足共ヨク)</sup>。白帷子ヲ以覆レ之、屏風ニテ圍置ヘシ。供物洗米、入土<sup>土器</sup> 三寸、上 載ニ于片木ニ。御燈等ナリ。共

二机<sup>(一機)</sup>ノスヘシ。入棺以後亦如レ此備置キ、送葬之時供ノ者ニ申付、河原之川ヘ流サシムベシ。

一 入棺以前、死者之服ヲ改ムヘシ。服ハ時服タルヘシ。但シ白ヲ以<sup>(ヨシトス)</sup>。社

司ハ装束、指貫。非職ハ淨衣、<sup>(上下或ハ)</sup>冠烏帽子等ハキセンハツカ

ユルユヘ、<sup>(故)</sup>ハタニ入ラクヘシ。

一 郷約会仲間之棺、大棺、名札共、直段四十目二分五厘、小棺名札共直段三十目七分五厘也。大小各二ツ、有調事也。

右凶事之記者、甲斐守保考自下野守経堅借用書写。之以一卷後昆為覚悟新写了。

天明五年夷則中旬 宗氏

右之凶事記、下野介経威縣主藏書也。後昆為覚悟備借用書写畢。

文政三年庚辰九月中旬 □□

予約会ニ番講也。強而雖不及書写、此記文面細密依為覚悟也。

右凶事記令借用書写畢。

于時天保六年癸未年六月

正四位下賀茂縣主顯隆



寸法前同断

